

学校施設貸出の一部再開について

国の緊急事態宣言が5月31日まで延長となりましたが、下記のとおり学校施設（旧学校施設を含む）の貸出を一部再開します。

記

1 貸出再開施設

区立小中学校施設・旧学校施設 **校庭のみ**

※体育館・柔剣道場・教室・会議室等は令和3年5月31日（月）まで引き続き貸し出しを休止とします。

2 貸し出し時間

午後8時まで

3 再開日時

令和3年5月15日（土）から

4 使用料の取り扱い

納付済の使用料については、別日への振替または返還をいたします。